B　共同企業体

⑴　共同企業体の代表者である構成員は上記Aの条件を全て満たしていること。

⑵　共同企業体の代表者以外の構成員は上記A⑴から⑷、⑹から⑽の条件を満たしていること。ただし、上記A⑶に掲げる総合数値は「1,000点以上」とし、上記A⑷ア㋒及びイ㋒に掲げる階数は「地上２階建以上」とし、上記A⑷ア㋓及びイ㋓に掲げる建物規模は「延べ面積4,000㎡以上」とする。

⑶　共同企業体の代表者以外の構成員は上記A⑸ア及びウの基準を満たす主任技術者を本工事に専任で配置することができること。

⑷　共同企業体の構成員の数は２者とする。

⑸　共同企業体の各構成員の出資比率は、均等割の10分の６以上とする。

⑹　共同企業体の代表者となる構成員は、構成員の中で最大の施工能力を有し、かつ、出資比率が最大であるものとする。

⑺　経常建設共同企業体でないこと。

⑻　共同企業体の競争参加資格の有効期間は、認定の日から本件工事の完成の日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

3　段階的選抜方式に関する事項

上記２に掲げる競争参加資格を満たす者について、申請書及び資料に記載された企業の技術力及び配置予定技術者の技術力について評価点を算出し、評価点合計の上位10者までに含まれる者を選抜する。

ただし、10者目の評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含むものとする。

また、競争参加資格を満たす者の数が10者に満たない場合は、競争参加資格を満たす者全てについて選抜する。

共同企業体による入札参加希望者については、共同企業体の代表者である構成員について評価点を算出する。

選抜された者は、技術提案を提出し、入札に参加することができる。

なお、選抜の際の評価点合計は、技術提案等による総合評価において加点しない。

4　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法　入札参加者は、「価格」、「技術提案」及び「施工体制」をもって入札を行い、次のア及びイの要件に該当する者のうち、下記⑵によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

なお、入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、次のア及びイの要件に該当する入札をした他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

ア　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内であること。

イ　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

⑵　総合評価の方法　総合評価は、「標準点」（100点）、「加算点」（最高60点）、「施工体制評価点」（最高30点）の合計を入札価格で除して得られる数値（評価値）をもって行う。

「標準点」については、入札参加者全てに付与する。

「加算点」については、次の提案項目についての評価点（最高各30点）の合計に対し、施工体制評価点を30で除した数値を乗じて算出される数値を付与する。

（提案項目）

①　防水性能の耐久性向上に関する提案（最高30点）

②　資機材搬出入についての配慮事項に関する提案（最高30点）

「施工体制評価点」については、品質確保の実効性についての評価点（最高15点）及び施工体制確保の確実性についての評価点（最高15点）の合計を付与する。

⑶　評価内容の担保　技術提案に記載された内容については、契約書に記載するものとし、工事完了後において、履行状況について検査を行う。

なお、技術提案に記載された内容については、受注者の責により評価内容が履行されていない場合は、工事成績評定点から提案項目ごとに５点を減点し、最大10点の減点とする。

⑷　その他具体的な内容等については入札説明書による。

5　入札手続等

⑴　担当部局　〒100―8977 東京都千代田区霞が関１－１－１　法務省大臣官房施設課経理係　電話03―3580―4111（内線2249、2265）　電子メールアドレス　skeiri@i.moj.go.jp

⑵　入札説明書等の入手期限及び入手方法

ア　入手期限　平成31年６月17日

イ　入手方法

㋐　入札説明書等（入札説明書別冊の概略図面を除く）は、法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/chotatsu_kensetsu_chotatsujyoho_homu.html）からダウンロードできる。

㋑　入札説明書別冊の概略図面については、上記⑴又は以下の場所でのみ交付又は郵送（着払い）するので必ず入手すること（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日を除く毎日、午前10時から午後５時まで。）。

〒984―8523 宮城県仙台市若林区古城２－３－１　宮城刑務所総務部用度課　電話022―286―3111

㋒　概略図面の交付を受ける場合は、「図面等の交付申請及び機密保持誓約書」を提出すること。また、交付を受けた概略図面を閲覧するためのパスワードは電子メールで交付するので、上記⑴の電子メールアドレスに、概略図面を受領したこと及び閲覧用パスワードを申請する旨のメールを送信すること。

㋓　郵送により概略図面の交付を受ける場合は、「図面等の交付申請及び機密保持誓約書」のＰＤＦデータを上記⑴の電子メールアドレス宛てに送付し、メール本文に、郵送による交付を希望する旨、速達での郵送を希望する場合はその旨を付記すること。また、同誓約書の原本及び担当者の名刺は、下記⑶の申請書及び資料の提出期限までに上記⑴の場所に持参又は郵送すること。

⑶　申請書及び資料の提出期限及び提出方法

ア　提出期限　平成31年４月８日午後３時

イ　提出方法　電子調達システムにより提出すること。なお、紙入札方式による場合は上記⑴の場所に持参又は郵送すること。

⑷　技術提案書の提出期限及び提出方法

ア　提出期限　平成31年５月16日午後３時

イ　提出方法　上記⑴の場所に持参又は郵送すること。

⑸　入札書の提出期限及び提出方法

ア　提出期限　平成31年６月18日午後３時

イ　提出方法　上記⑶イに同じ。

⑹　開札の日時及び場所

ア　日時　平成31年６月19日午前11時

イ　場所　〒100―8977 東京都千代田区霞が関１－１－１　法務省大臣官房施設課入札室又は電子調達システム

6　その他

⑴　手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法（平成４年法律第51号）による。

⑵　入札保証金　免除

⑶　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行有楽町代理店（三菱ＵＦＪ銀行京橋支店））。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行有楽町代理店（三菱ＵＦＪ銀行京橋支店））又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑸　配置予定技術者の確認等　落札者決定後、工事実績情報システム等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。また、長期入院、死亡、退職等極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合のほかは、資料の差し替えは認められない。資料の提出期限の翌日以降において、長期入院等の特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、資格及び同種又は類似工事の経験について、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。